

浪江町原子力災害広域避難計画

※本計画は、避難指示見直し後を想定して作成している。

平成 2 9 年 3 月

浪 江 町

目次

第1章 原子力災害広域避難の全体像	4
第1節 計画の位置づけ	4
第2節 計画の対象	4
第3節 原子力施設と町との位置関係	4
第4節 防護措置	6
1. 屋内退避・避難等	6
2. 安定ヨウ素剤の服用	6
第5節 EALとOILの基本的な考え方	7
第6節 避難の手順	11
1. 放射性物質の大量放出前の対応	11
2. 放射性物質の大量放出後の対応	12
第2章 避難に関する対応体制	12
第1節 町の防災体制	12
第2節 緊急時モニタリング体制・実施	12
第3節 避難先との連携	13
第4節 行政機能の移転	13
第3章 避難等に関する情報伝達	14
第1節 情報伝達体制	14
第2節 町の広報・情報伝達体制	15
第3節 広報のタイミングと手段等	15
1. 広報のタイミング等	15
2. 広報の手段	15
第4章 避難等の防護措置	16
第1節 避難指示区域一時滞在者の退去	16
1. 退去の準備	16
2. 退去の実施	16
第2節 屋内退避措置	16
1. 屋内退避の準備	16
2. 屋内退避の実施	16
第3節 広域避難	17
1. 広域避難の基本的な流れ	17
2. 一時集合場所と避難所	18
3. 避難手段の確保	19

第4節 自主避難者への対応	19
第5節 避難ルート確保	20
第6節 スクリーニングの実施	20
第5章 要配慮者等の避難	25
第1節 要配慮者への対応	25
第2節 避難行動要支援者への対応	25
1. 施設入所者への対応	25
2. 施設入所者以外の避難	25
第3節 一時滞在者に対する避難支援	25
第4節 学校等に対する避難支援	25
第6章 緊急被ばく医療	27
第1節 安定ヨウ素剤の備蓄・配布等	27
第2節 緊急被ばく医療体制	27
第7章 避難中継所及び避難所における対応	28
第1節 避難中継所の運用	28
第2節 避難所の運営	28
1. 避難所の開設と運営	28
2. 避難者の健康管理	29
第3節 福祉避難所等の運営	29
第4節 物資の供給体制	29
用語集	31
参考資料	32

第1章 原子力災害広域避難の全体像

第1節 計画の位置づけ

浪江町原子力災害広域避難計画（以下、「町避難計画」という。）は、浪江町地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「地域防災計画」という。）に基づき、国の原子力災害対策指針（以下、「指針」という。）及び重点区域における福島県原子力災害広域避難計画（以下、「県広域避難計画」という。）を踏まえて、広域避難の実施に関する判断基準、実施手順、広域的な避難先、避難経路、輸送手段等の必要な事項をあらかじめ定めるものである。

第2節 計画の対象

対象となる原子力施設及び、想定する災害は表1のとおりとする。

表1 対象とする原子力施設・災害

対象となる原子力施設	想定する災害
① 福島第一原子力発電所	① 原子力施設の単独災害
② 福島第二原子力発電所	② 地震や津波を含む一般災害と 原子力災害の複合災害

第3節 原子力施設と町との位置関係

指針では、原子力施設から概ね半径5kmを予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ」という。）、同30kmを緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ」という。）と定めている。ただし、事故のあった福島第一原子力発電所は特定原子力施設と位置づけられ、PAZの設定は必要がないものとされた。また、福島第二原子力発電所については、町から5km以上離れており、PAZはない。従って、福島第一及び福島第二原子力発電所について、町内全域がUPZとなる。

また、町は、避難指示が一部解除され、避難指示区域でない区域と避難指示区域に分かれており¹、原子力災害時にはそれぞれ異なった対策が求められる。

これらの各区域及び、各発電所との位置関係は、図1に示すとおりである。

¹ 避難指示区域でない区域とは、旧避難指示解除準備区域と旧居住制限区域のことを示す。

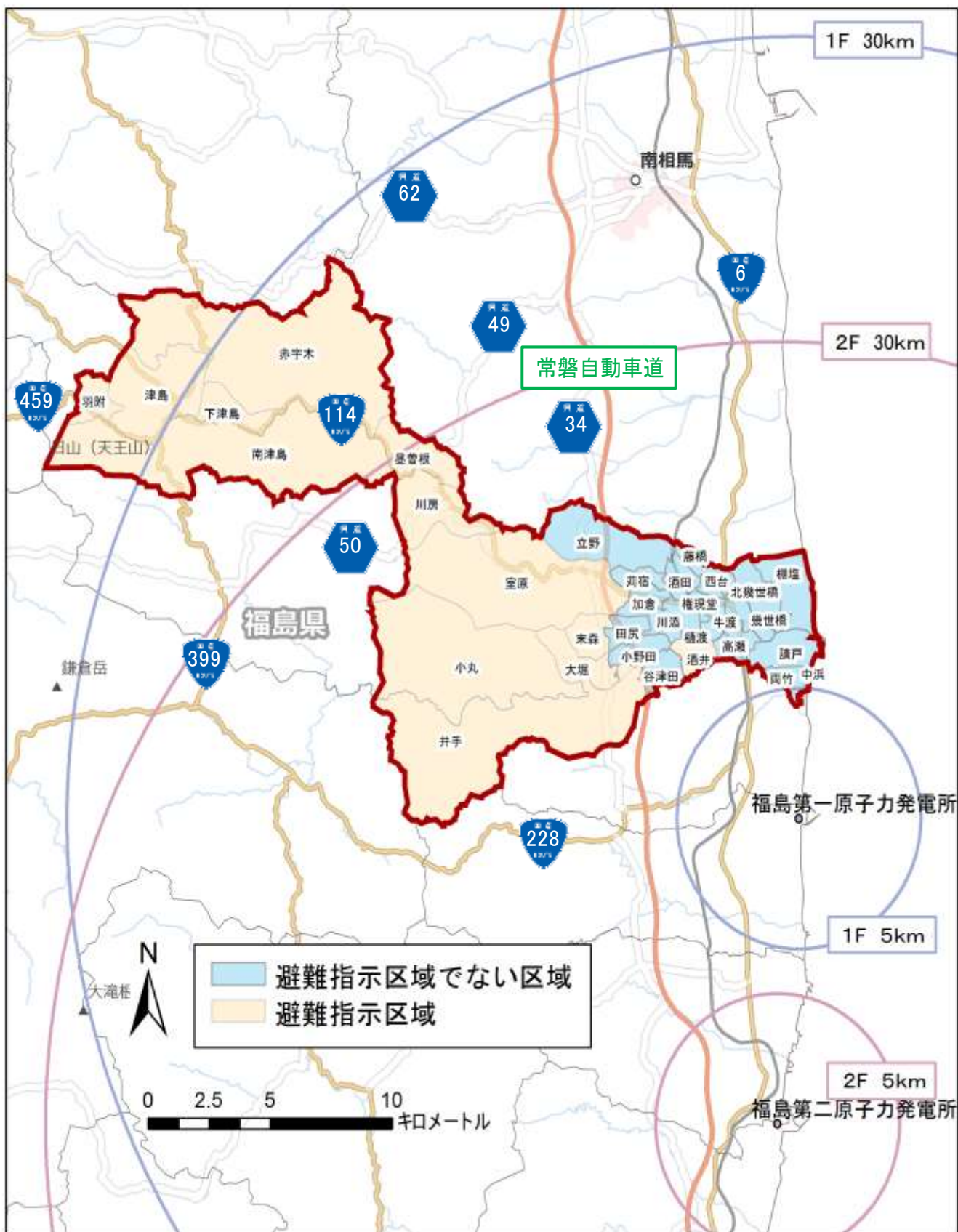


図1 浪江町の区域と原子力施設

第4節 防護措置

1. 屋内退避・避難等

原子力災害時に、住民がとるべき防護措置としては、「屋内退避」「避難」「一時移転」の3種類がある。

表2 屋内退避・避難等の概要

区分	概要
屋内退避	放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線をある程度遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置。 特に、社会福祉施設、病院等においては、入所者・患者の搬送によるリスクを考慮すると、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋へ留まることが有効。
避難	空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、当該地域から離れるため実施するもの。

2. 安定ヨウ素剤の服用

原子力施設から放射性物質が放出された場合には、放射性ヨウ素による内部被ばくへの対策として、安定ヨウ素剤を服用することが必要となる場合がある。

安定ヨウ素剤の服用にあたっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するほか、以下の点を留意する。

- ①安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の放射性核種に対しては防護効果が無い。
- ②安定ヨウ素剤の服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要がある。また、不注意による経口摂取の防止対策も講ずる必要がある。
- ③緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安等により平常時には見られない反応が認められる可能性がある。
- ④年齢に応じた服用量に留意する必要がある。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要がある。
- ⑤PAZ外での安定ヨウ素剤の服用方法については、全面緊急事態（後述）に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体（県・町）が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。

第5節 EALとOILの基本的な考え方

原子力災害発生時は、原子力施設の状況に応じ、防護措置の準備やその実施等を進めることが重要となる。指針では、適切な防護措置を実施するため、原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）区分を設定している。

各緊急事態区分における原子力施設の状況は、表3に示すとおりである。

表3 緊急事態区分と状況

緊急事態区分名称	原子力施設の状況
イ. 警戒事態 (EAL1)	放射線による影響は現時点ではないが、原子力施設における異常事態の発生やそのおそれがある段階 例) ①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと ②福島県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ③福島県沿岸において、大津波警報が発令された場合 等
ロ. 施設敷地緊急事態 (EAL2)	放射線による影響をもたらす可能性のある事故が生じたため、避難等の防護措置の準備を開始する段階 例) ①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること ②原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が、非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下すること ③発電所敷地境界付近の毎時放射線量が(3ヶ月平均) + 5 μ Sv/h を検出したとき。 等
ハ. 全面緊急事態 (EAL3)	放射線による影響をもたらす可能性が高い事故が生じたため、迅速な避難等の防護措置を実施する段階 例) ①全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること ②使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること ③発電所敷地境界付近の毎時放射線量が(3ヶ月平均) + 5 μ Sv/h を検出したとき(10分間以上又は2地点以上) 等

避難と一時移転は、表4に示す緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）の基準で実施することとされている。

表4 OILの基準と防護措置

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{2 3}	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ⁴)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ⁴)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物 ⁵ の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

² 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で、必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

³ OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

⁴ 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

⁵ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

これらの緊急事態区分毎の対策として、県地域防災計画では、表5に示す一時滞在者の退去と屋内退避を行うこととされた。

表5 福島県における防護措置等（網掛け部分は浪江町に該当しない事項）

出典：県地域防災計画

判断基準		原子力災害対策重点区域			
		福島第一原子力発電所		福島第二原子力発電所	
		避難指示区域でない区域（UPZ）	避難指示区域	発電所から概ね5km圏内（PAZ）	避難指示区域及びPAZを除く区域（UPZ）
原子力施設の状況に応じた判断（EAL）	警戒事態（EAL1）	—	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	要配慮者等の避難準備	—
	施設敷地緊急事態（EAL2）	屋内待避を準備	一時立入している住民等の退去開始	○要配慮者等の避難実施 ○住民等（要配慮者等以外）の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	屋内待避を準備
	全面緊急事態（EAL3）	屋内退避を開始	—	○住民等の避難実施 ○住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等）
空間放射線量率の実測値に応じた判断（OIL）	500 μ Sv/h超（OIL1）	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	■	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
	20 μ Sv/h超（OIL2）	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	■	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

町では、こうした県の計画を前提としつつ、次の①～⑤に示すような観点を加味して、緊急事態区分毎の防護措置について、警戒事態（EAL1）の段階で、状況等から屋内退避を実施するか、広域避難を行うか、判断することとする。まとめたものを表6に示す。

- ① 福島第一及び福島第二原子力発電所では、各緊急事態区分で同じ対応を行うこととし、住民の混乱を避ける。
- ② 屋内退避を基本的な対策とするが、屋内退避と並行して、多数発生することが懸念される自主避難者への対応、及び広域避難の準備を進めることとし、国・県・避難先自治体等の関係機関に協力を要請する。
- ③ 福島第一及び福島第二原子力発電所では、長期間運転が行われておらず半減期の短い放射性ヨウ素はほとんどないことから、指針では、安定ヨウ素剤の服用を対策として位置づけていない。そのため町では、当分の間は、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布を検討することとし、国からの住民への十分な説明を踏まえて引き続き安定ヨウ素剤に関する対策を検討していくこととする。

- ④ 施設敷地緊急事態（EAL2）、全面緊急事態（EAL3）と事態が進展するような場合には、想定外の重大な事態となっている可能性が高く避難が必要と考えられる。
- ⑤ 事態の急速な悪化等により、広域避難が必要と判断した場合は、町は広域避難を行うこととする。

表6 緊急事態区分と防護措置（福島第一及び福島第二原子力発電所共通）

緊急事態区分	避難指示区域	避難指示区域でない区域
警戒事態 (EAL1)	●一時滞在者の退去準備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●警戒事態発生のお知らせ</p> <p>↓</p> <p>○自主避難者への対応の準備</p> </div> <p style="text-align: right; color: yellow;">広域避難が必要と判断</p> <p style="text-align: right; color: yellow;">事態の急速な進展の恐れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○町は広域避難の準備に着手</p> </div>
施設敷地緊急事態 (EAL2)	●一時滞在者の退去	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●屋内退避の準備</p> <p>○町は広域避難の準備に着手</p> <p>○安定ヨウ素剤配布の準備</p> </div> <p style="text-align: right; color: yellow;">事態の急速な進展の恐れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○広域避難の実施</p> <p>○安定ヨウ素剤配布の準備</p> </div>
全面緊急事態 (EAL3)	(●退去の確認)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●屋内退避</p> <p>○屋内退避後、状況に応じて町外への広域避難を指示</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>(○広域避難の確認)</p> </div>
○IL1	●即時避難	●即時避難
○IL2	●線量の高いところから順次避難又は一時移転	●線量の高いところから順次避難又は一時移転

●は指針で示されている対応、○は指針の想定を超える町独自の対応

第6節 避難の手順

原子力施設の状況、事態の推移と町の対応の概要は図2のとおりである。

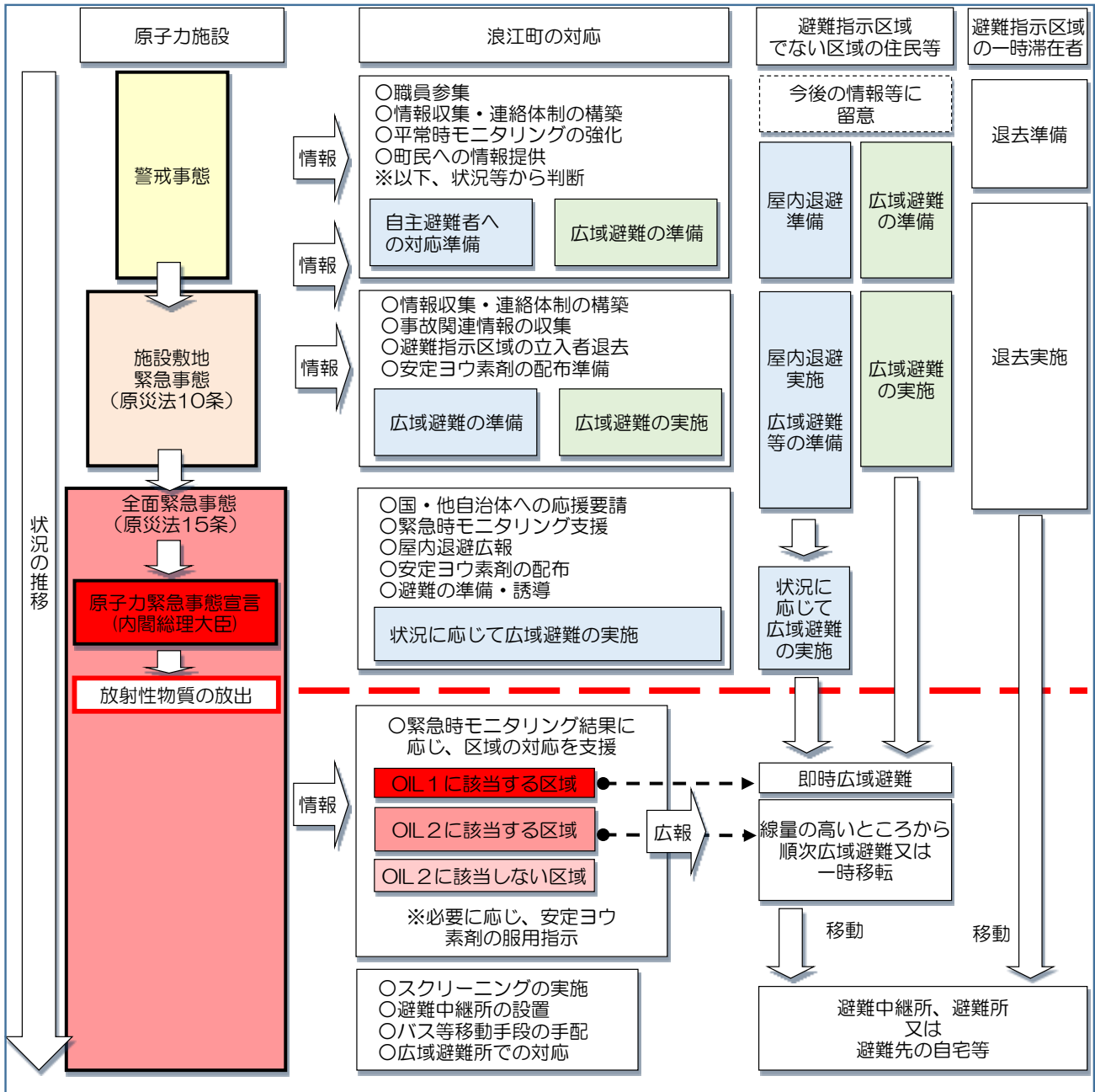


図2 原子力施設の状況と町の対応

1. 放射性物質の大量放出前の対応

町での防護措置は、屋内退避を基本とする。

なお、町は、放射性物質の大量放出以前においても、原子力施設の状況や事態の進展に応じて、広域避難が必要と判断した場合は、広域避難を実施するものとする。

2. 放射性物質の大量放出後の対応

福島第一及び福島第二原子力発電所においては、放射性物質が広域避難を要するほど大量に放出される可能性は低いとされるものの、万が一、放射性物質が放出された場合は、県が定める「福島県緊急時モニタリング計画」に基づき実施する空間線量率等の緊急時モニタリング結果を基準（O I L）に照らし合わせ、該当する区域は防護措置を実施するものとする。

第2章 避難に関する対応体制

第1節 町の防災体制

町は、地域防災計画に定める表7の設置要件のほか、原子力防災上必要と判断した場合は、速やかに職員を非常招集し、町長を本部長とする警戒本部又は災害対策本部（以下、「町本部」という。）を設置する。町本部は常に複合災害を想定して対処するものとする。

なお、広域避難が必要と判断した場合は、事態の進展に関わらず、災害対策本部とする。

表7 町の防災体制の設置要件

配備基準	体制名	動員配備※	緊急事態応急対策拠点での対応
情報収集事態	情報収集体制	事前配備体制	
警戒事態 (EAL1)	警戒本部	警戒配備体制	
施設敷地緊急事態 (EAL2)	災害対策本部	第二次 非常配備体制	対策拠点施設における立ち上げ準備 国の現地事故対策連絡会議
全面緊急事態 (EAL3)			町現地災害対策本部の設置 合同対策協議会への出席

※動員配備は一般災害と同一

第2節 緊急時モニタリング体制・実施

O I Lに基づく防護措置の実施の判断のため、「福島県緊急時モニタリング計画」に基づき、緊急時モニタリングを迅速かつ確実に実施する必要があることから、あらかじめ国、県、関係市町村及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施体制を整備しておくものとする。

町は、緊急時モニタリングに関する定期的な連絡会、訓練及び研修を通じ、国、県、原子力事業者、その他モニタリング関係機関と緊密な連携を図るものとする。

第3節 避難先との連携

町は、避難先市町村と避難先施設の選定や避難中継所（詳細については後述とする。）の設定、情報連絡体制、避難住民に係る情報の把握及び避難所等の運営体制について、県の仲介の下、調整を行い、広域避難体制の維持及び連携体制の強化を図るものとする。

また、避難先市町村との災害時応援協定等の締結を推進する。

第4節 行政機能の移転

町は、庁舎が避難対象区域に含まれるほか、施設が被災する等、庁舎としての機能維持が困難となり、住民の避難先となった避難先市町村に庁舎が移転する事態となった場合においても、住民に対する行政サービスの継続性が確保できるよう、あらかじめ代替施設を選定しておく。

また、機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前にリストアップし、移転体制をあらかじめ準備しておく。

なお、移転にあたっては、まず住民等の避難を優先して実施した後に、移転を実施するものとする。

第3章 避難等に関する情報伝達

第1節 情報伝達体制

国、県及び原子力施設からの異常事態等の通報・情報伝達体制を図3に示す。

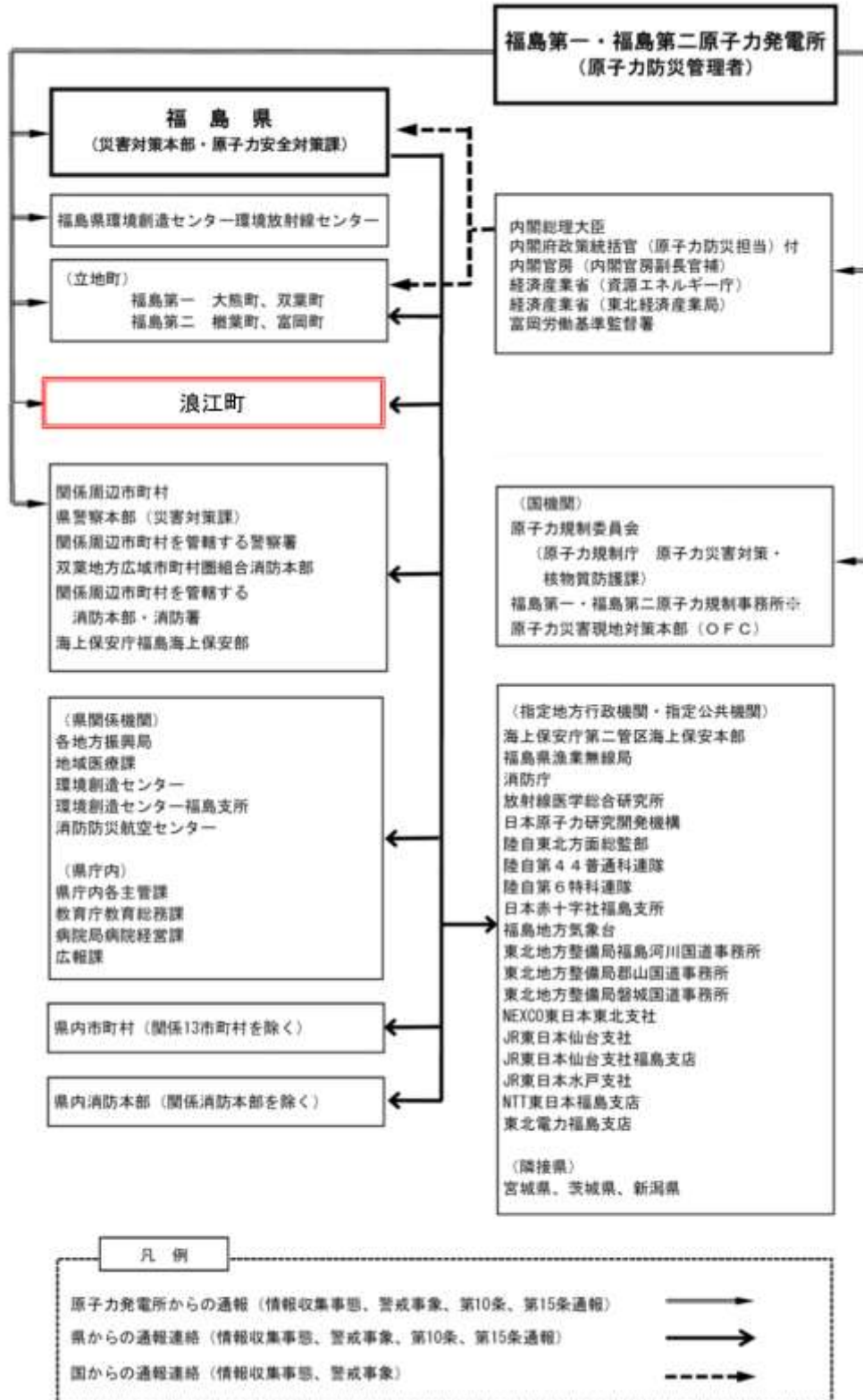


図3 通報・情報伝達体制

第2節 町の広報・情報伝達体制

町は、福島第一及び福島第二原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する指示等があった場合は、住民等に対する広報、関係機関に対する情報伝達を速やかに行うものとする。

なお、町の広報や情報伝達にあたっては、避難指示区域への立入者（災害復旧や除染等の一時滞在者を含む）、外国人等に対する情報提供にも配慮する。

第3節 広報のタイミングと手段等

1. 広報のタイミング等

住民等に対する広報については、原子力災害発生時には、広報活動の混乱が予想されることから、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

広報を行うタイミングは、次を基本とする。

- ① 福島第一及び第二原子力発電所が警戒事態等の状況になったとの連絡があった場合
- ② 災害対策本部設置等の体制をとった場合
- ③ 地震等の災害が発生した場合
- ④ 事故や災害の状況等に大きな変更があった場合
- ⑤ 屋内退避、避難準備、避難実施の指示・連絡を行う場合
- ⑥ 放射性物質が放出された場合
- ⑦ 緊急時モニタリング結果が整理された場合
- ⑧ その他、情報提供が必要な場合

2. 広報の手段

住民等への広報は、次により行う。

- ① テレビ・ラジオによる緊急情報（Lアラート）の放送
- ② 防災行政無線による放送
- ③ 広報車、消防車両等による巡回広報
- ④ 携帯電話等への緊急速報メールの配信
- ⑤ ホームページへの掲載
- ⑥ デジタルサイネージへの掲示⁶

防災関係機関等への情報伝達では、上記手段のほか、電話・ファクス・電子メール等を活用し、ファクス・電子メール等については受信確認、受信時間の確認等を励行して、確実に情報伝達するものとする。

なお、広報の手段については、新たな手段についても情報を収集し検討していくものとする。

⁶ 現在町で、設置を検討している段階であり、設置が決まり次第、広報内容については検討する。

第4章 避難等の防護措置

第1節 避難指示区域一時滞在者の退去

1. 退去の準備

警戒事態（EAL1）となった場合、町は、避難指示区域の一時滞在者（一時立入住民及び除染作業員等）に対して、退去の準備を行うよう広報する。

避難指示区域は、防災行政無線が聞こえにくかったり、携帯電話等がつながりにくかったりすると、通常の広報手段では伝達が行き届かないことも考えられる。そのため、通常の広報手段以外に、避難指示区域でのパトロールの実施やトランシーバー等を使って、国と連携し、退去の準備を呼びかける。

2. 退去の実施

施設敷地緊急事態（EAL2）となった場合、町は、避難指示区域の一時滞在者（一時立入住民及び除染作業員等）に対して、退去を指示する。

避難指示区域の一時滞在者は、自家用車、事業者等の車両、国が用意したバス等を使用している。そのため、避難指示区域からの退去は、これらの車両等を使って実施する。

また、立入者は町外に避難先又は自宅等を持つことを前提とし、町内からこれら避難先又は自宅等へ帰宅することを退去とする。

第2節 屋内退避措置

屋内退避措置とは、住民が屋内に入り、建物の気密性を高める等により、放射線の影響を防ぐことをいう。原子力災害が発生した場合、まず、屋内退避が有効な防護対策となることから、屋内退避の確実な実施を目指すものとする。

なお、町が、広域避難が必要と判断した場合でも、屋内退避の準備及び屋内退避は実施するものとする。

1. 屋内退避の準備

施設敷地緊急事態（EAL2）となった場合、町は、屋内退避の準備を行うよう住民に広報する。その際、町からの情報に注意して、冷静に行動するよう、合わせて呼びかける。

町は、屋内退避の指示に向けて、国や県等の関係機関に協力を依頼するとともに、給水や食料・物資等の供給体制の維持・確立に努める。また、食料・物資等の流通に関連する事業者への事業活動継続を要請する。

2. 屋内退避の実施

全面緊急事態（EAL3）となった場合、町は、屋内退避の実施を住民に指示する。

屋内退避における留意点は次のとおりである。

[屋内退避の留意事項]

- ①窓やドアを閉める。

- ②換気扇やエアコンの使用を中止し、外気を入れないようにする。
- ③室内に入った放射性物質の付着を防ぐため、食品にラップやフタをする。
- ④愛玩動物を屋内に入れる。
- ⑤屋外の広報等は聞こえにくくなるため、ラジオやテレビから情報を入手する。

なお、屋内退避は、外出を極力避けることが望ましいものの、外出「禁止」ではない点に留意する。屋内退避対象区域外からの物資の搬送等といった必要な外出まで止めることはなく、外出する場合はなるべく短時間にするとともに、以下の点に留意する。

[外出する際の留意事項]

- ①徒歩よりは車で移動する。
- ②マスク（ないときはハンカチでも可）をする。
- ③肌を出さないように長袖・帽子を着用する。
- ④屋内に入るときは、着用していた服をビニール袋に入れ、口を縛る。
- ⑤雨に濡れないようにする。

第3節 広域避難

1. 広域避難の基本的な流れ

町は、屋内退避後や広域避難が必要と判断した場合等、状況に応じて広域避難を実施するものとする。

また、放射性物質が放出された場合、町は、緊急時モニタリング結果から、OIL1、OIL2に該当すると判断された区域に避難指示を行う。なお、原子力施設の状況や気象状況、地域コミュニティの状況等を勘案して、柔軟に避難対象区域を決めるものとする。

広域避難における住民の移動の基本的流れは図4に示すとおりである。

また、広域避難の際は、以下の点に留意する。

[広域避難する際の留意事項]

- ①長袖、長ズボン、マスクを着用する。
- ②携行品は最小限にし、常備薬や身分証明書、貴重品等、必要なものだけにする。
- ③避難する前に電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓等を閉める。
- ④窓、ドアの施錠をする。
- ⑤近隣の住民に声を掛け、協力しながら避難する。

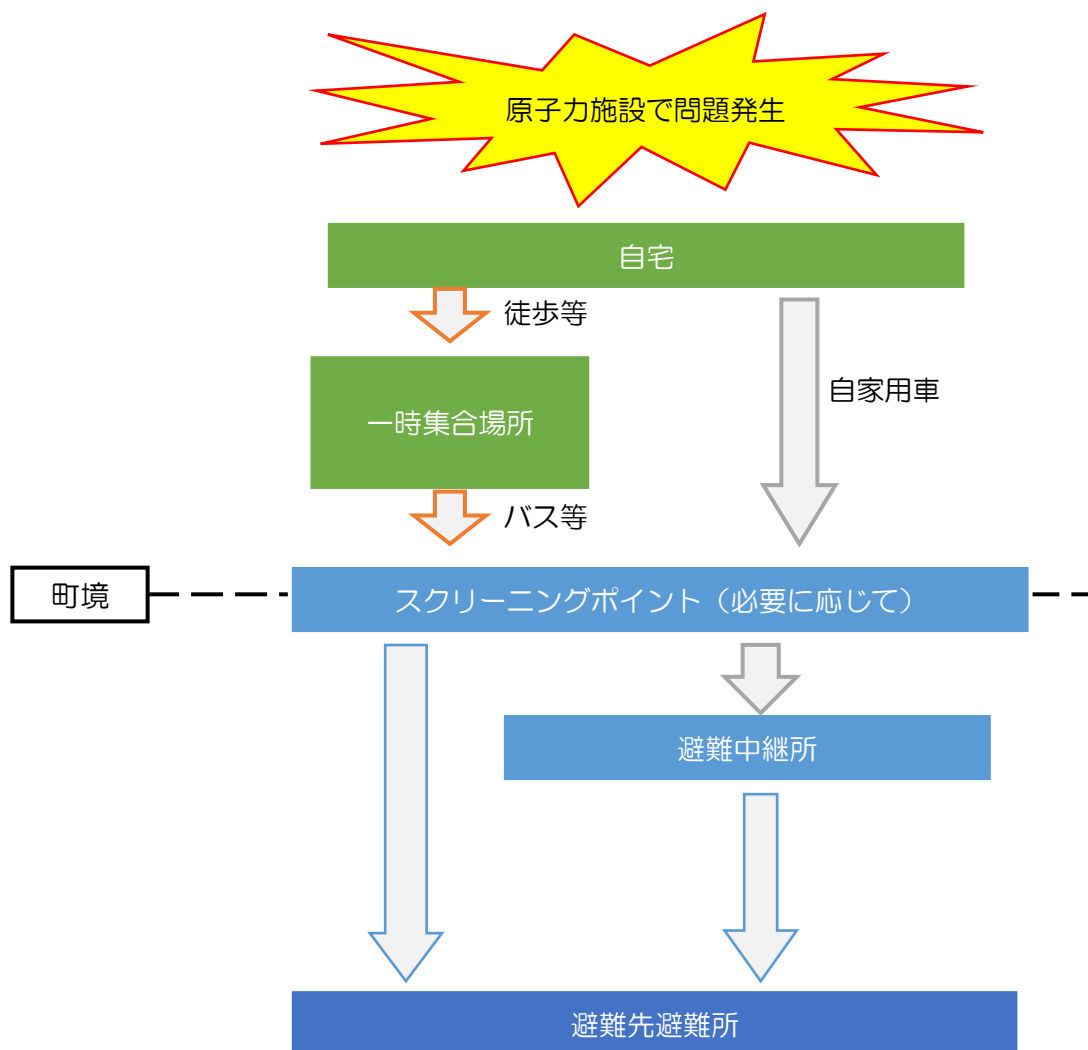


図4 広域避難の基本的な流れ

2. 一時集合場所と避難所

(1) 一時集合場所

一時集合場所とは、避難を実施する際、自家用車等の移動手段がない住民に対して、バス等による移動を行うために、住民が集合する場所である。

町は、以下のような要件で、一時集合場所を選定する。

- ①風水害・地震・津波等の複合災害が発生した場合も、使用可能である必要があり、施設の耐震性や津波浸水予想区域に含まれていないか等を確認する。
- ②一時集合場所は、地区毎に選定する。一時集合場所については、参考資料「一時集合場所一覧」を参照する。

(2) 避難所

町は、県の仲介の下、避難先市町村と協力して、県広域避難計画で割り当てられた避難先市町村の

避難所（以下、「避難先避難所」）を、収容人数や駐車場等を考慮し、地区毎に割り振る。ただし、帰還する住民の状況を勘案し、分散避難することがないよう留意する。

避難先市町村については、参考資料「避難先市町村別避難所一覧」を参照する。

3. 避難手段の確保

町は、広域避難にあたって、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、県防災計画、町防災計画に定める防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

町は、以下の点についても考慮し、避難手段の確保に努める。

- ① 自力で避難可能な住民は、原則、自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため、家族又は近隣の住民との乗り合わせにより避難する。
- ② 自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が定めた一時集合場所からバス等により集団避難するものとする。
- ③ 学校等から避難する児童・生徒等は、原則、保護者等に引き渡した後、自家用車等による避難を実施するものとする。ただし、現在避難等により区域外から通学している生徒や宿泊施設を利用している生徒については、バス等による集団避難を実施する。
- ④ バスによる避難については、町が所有するバスだけでは不足する場合、県に依頼し、県が（公社）福島県バス協会と締結している協定に基づき、集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。また県は、他県のバス協会にも協力を求め、必要な体制を整えておくものとする。なお、バスによる避難にあたっては、原則として県又は町の職員等が同乗するものとする。
- ⑤ 鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道（株）等の鉄道事業者の協力を得て積極的にこれを活用するものとする。
- ⑥ バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、町は県に依頼し、陸上自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。
- ⑦ 民間船舶については、国土交通省が検討する大規模災害時における船舶の具体的活用方策を踏まえ、国、県等と連携を図り活用するものとする。

第4節 自主避難者への対応

原子力施設で何らかの異常事態が発生すると、原子力災害を経験した住民の多くが、自主的に遠隔地に避難することが想定され、住民の多くが、町避難計画に定められた避難先である二本松市等へ向かうことが考えられる。

そのため町は、自主避難者が発生することを想定し、事態の進展に合わせて防護措置をとるとともに、避難先市町村に協力要請を行い、避難中継所設置の準備を行う。

自主避難者が発生した場合、町は、避難先市町村に受入要請を行い、避難中継所を設置し、自主避難者を受け入れるとともに、情報や物資の提供等の支援を行う。また、状況に応じて、避難所の開設を行う。

第5節 避難ルートの確保

町内からの避難方向は大きく分けて、町内を横断して西に向かって進むルートと南相馬を經由して北側に大きく迂回するルートの2つの方向を設定する。詳細なルートを表8及び図5、6、7に示す。

避難ルートは、交通容量・道路幅員が大きく、大型車両がすれ違いを行え、土砂崩れ等の危険が少ない路線とした。

表8 対象別の判断基準と防護措置一覧

避難方向	ルート名	ルート	所要時間	距離
西ルート	ルート①	国114→県62→国4	2時間10分	64.9 km
	ルート②	国114→国459	2時間10分	66.0 km
	ルート③	国114→県62→国349→国459	2時間25分	72.4 km
北ルート	ルート④	国114→常磐道→仙台東部道→仙台南部道→東北道	2時間50分	193.8 km
	ルート⑤	国114→常磐道→県12→国349→国114→国4	3時間6分	98.5 km
		国114→常磐道→県12→国349→国114→国4→国115→東北道		104.6 km
		国114→県34→県12→国349→国114→国4		100.7 km
		国114→県34→県12→国349→国114→国4→国115→東北道		106.8 km
	ルート⑥	国6→県12→国349→国114→国4	3時間10分	97.2 km
		国6→県12→国349→国114→国4→国115→東北道		103.3 km
	ルート⑦	国114→常磐道→国115→国4	3時間19分	113.0 km
		国114→常磐道→国115→国4→国115→東北道		116.5 km
		国114→県34→国115→国4		114.9 km
国114→県34→国115→国4→国115→東北道		118.4 km		

※ 時間及び距離は、浪江町役場から二本松市役所までの時間及び距離とした。なお、交通渋滞等、道路状況については考慮していない。

※ 国道459号と県道34号に設置してあるゲートについては、関係機関と連携を取りながらゲートの開放等を行う。

第6節 スクリーニングの実施

町は、次の点に留意し、国、県、原子力事業者等の関係機関と協力の下、スクリーニング体制の構築を図るものとする。スクリーニングの実施にあたっては以下の点に留意する。

- ① スクリーニングは、放射性物質放出後に避難した住民及びその携行品（避難に必要な物に限定（例：車両、防災用品、処方された医薬品等））について行う。
- ② 町は、国をはじめ関係機関との連携の下、スクリーニング場について、表9の中から災害の規模や避難の状況により選ぶものとする。
- ③ 町は、国をはじめ関係機関との連携の下、要員の参集及び配置、資機材の調達等について調整

を図る。

表9 スクリーニング場の候補施設一覧

名称	住所	収容台数	面積
道の駅さくらの郷	二本松市東新殿字平石田12-2	23台	-
道の駅ふくしま東和	二本松市太田字下田2-3	44台	-
道の駅安達(上り)	二本松市下川崎字上平33-1	138台	-
道の駅安達(下り)	二本松市米沢字下川原田105-2	192台	-
カントリーパークとうわ駐車場	二本松市針道字大町西2	145台	-
城山総合グラウンド	二本松市郭内4-220	290台	-
岩代第二体育館	二本松市小浜字藤町368	44台	1750m ²

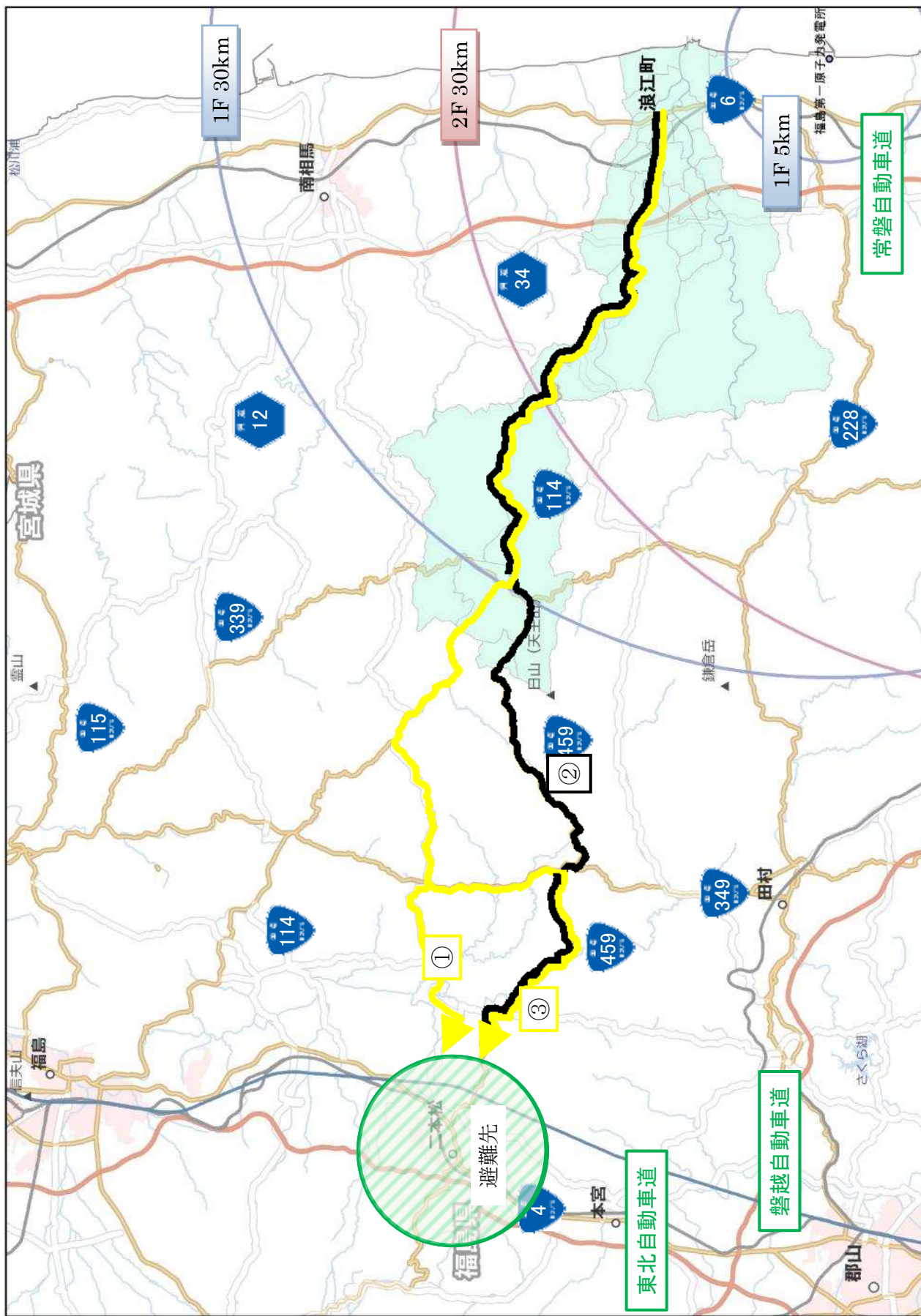


図5 避難ルート1

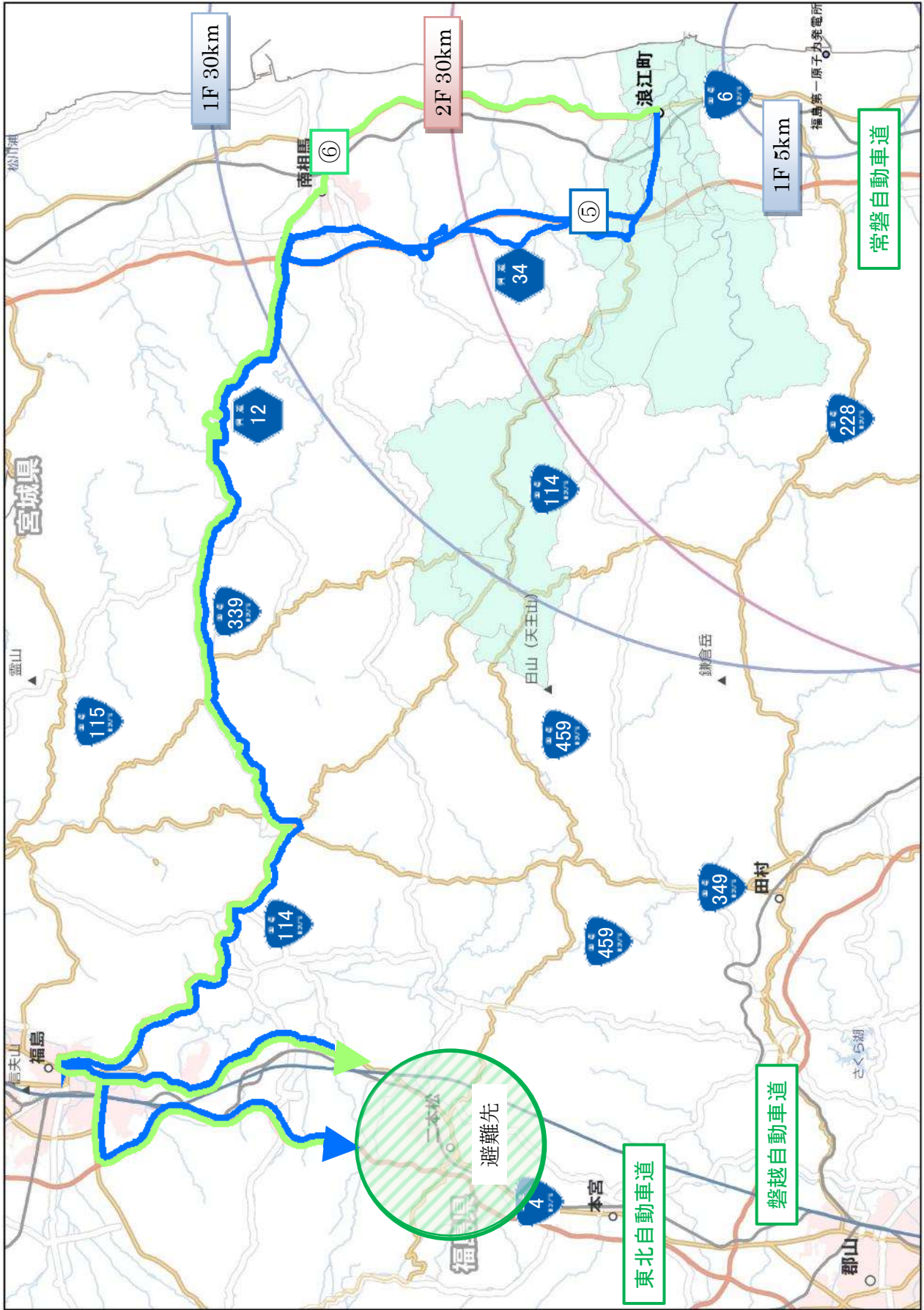


図6 避難ルート2

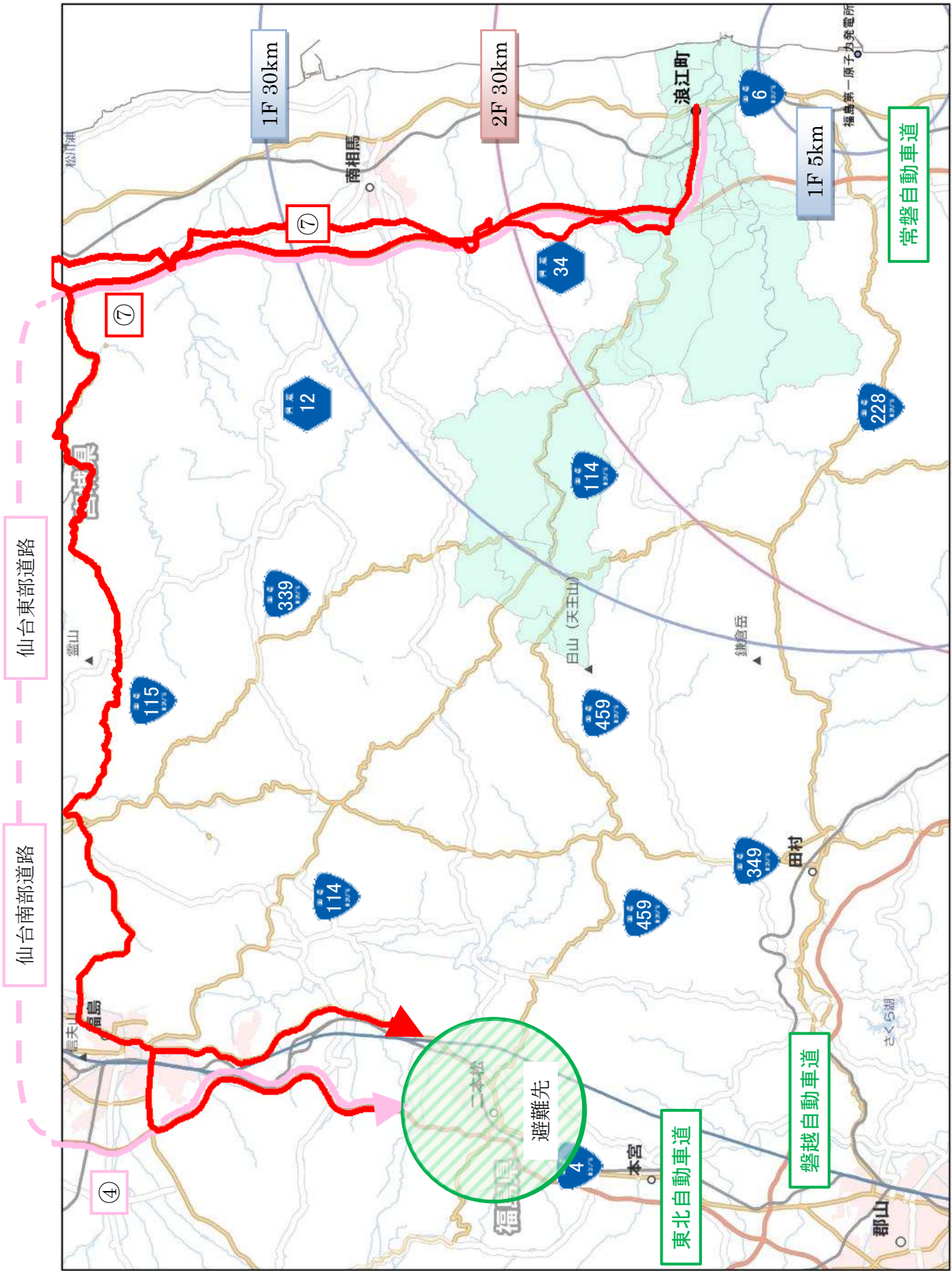


図7 避難ルート3

第5章 要配慮者等の避難

第1節 要配慮者への対応

町は、警戒事態（EAL1）となった場合、要配慮者に対して、避難の準備を行うよう、きめ細かな広報を実施するよう努める。

また、施設敷地緊急事態（EAL2）となった場合には、避難を指示すると共に、住民及び関係者に、避難の実施における支援、見守りを要請する。

なお、広域避難が必要と町が判断した場合は、民生・児童委員及び自主防災組織や社会福祉協議会等の関係機関協力の下、避難を実施するものとする。

第2節 避難行動要支援者への対応

1. 施設入所者への対応

町が広域避難の実施を決定した場合、入院患者、介護施設入所者等の施設管理者は、あらかじめ策定した広域避難計画により施設入所者等を避難させる。

2. 施設入所者以外の避難

町は、広域避難が必要と判断した場合には、避難行動要支援者を、福祉避難所等に避難させるものとする。ただし、受入先となる福祉避難所等が開設されていない場合は、避難中継所へ避難させた上で、受入先となる福祉避難所等が開設され次第避難させることとする。

町では、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織等の協力を得て、福祉避難所等への誘導を行うとともに、必要に応じて医療機関や福祉施設等の協力を受けながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。

なお、避難行動要支援者のうち、「無理に避難すると健康リスクが高まる者」については、避難をさせるための適切な搬送体制が確保されるまで、放射線防護対策施設[※]等にて屋内退避を行うことが望ましい。町は、放射線防護対策施設の整備について今後検討を進めることとする。

※放射線防護対策施設とは、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設。

第3節 一時滞在者に対する避難支援

施設敷地緊急事態（EAL2）が発生した場合、町は、観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力の下、的確な情報提供を行い、早期の帰宅を求めるものとする。

また、町が全面緊急事態（EAL3）の時点で広域避難が必要と町が判断した場合は、即座に、早期の帰宅を求めるものとともに、早期帰宅が困難な場合には、町が設置する一時集合場所に集まり、避難するものとする。

第4節 学校等に対する避難支援

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育所（以下、「学校等」という。）の防護

措置等は、福島県教育委員会が作成した「学校災害（地震・津波、火山災害、原子力災害）対応マニュアル例」等をもとに、学校等が作成した避難計画等に基づき、実施するものとする。

園児、児童、生徒等（以下、「生徒等」という。）の在校時に原子力災害が発生し、施設敷地緊急事態（EAL2）となった場合には、授業を中止し、生徒等を保護者へ引き渡すことを原則とする。

なお、広域避難が必要と町が判断した場合は、事態の進展に関わらず、授業を中止し、生徒等を保護者へ引き渡すこととする。

保護者への引き渡しができない状況で広域避難することとなった場合、学校等は取り決めた避難中継所等において生徒等を保護者へ引き渡すことを原則とする。

第6章 緊急被ばく医療

第1節 安定ヨウ素剤の備蓄・配布等

町では、安定ヨウ素剤を備蓄するものとする。また、町は、原子力災害発生時に配布を行うことを想定し、住民に対して安定ヨウ素剤の事前配布を検討する。

なお町は、原子力災害発生時には、国の指示に従って、配布・服用の指示を行う。

第2節 緊急被ばく医療体制

国、県は、警戒事態等を含めた異常事態の発生時における緊急被ばく医療について、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築している。

緊急被ばく医療を行う医療機関は、国や県の支援の下、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備を行うとともに、医療従事者への教育や研修を行う等、組織体制の整備を図るものとする。

県内の緊急被ばく医療機関は表10のとおりである。

表10 緊急被ばく医療機関リスト

名称	住所	電話番号	備考
福島県立医科大学 放射線災害医療センター	福島県福島市光が丘1番地	024-547-1111	

第7章 避難中継所及び避難所における対応

第1節 避難中継所の運用

町では広域避難を支援するため、必要に応じて避難中継所を設置する。

避難中継所は、以下のような機能を有する。

- ・ 避難者数等の情報把握
- ・ 避難者へ避難所や交通状況等の情報提供
- ・ トイレ・食事・燃料等の提供
- ・ 駐車スペース、仮眠スペースの提供
- ・ 避難所への輸送拠点
- ・ スクリーニング場の設置

なお、避難中継所は、県や避難先市町村及び避難ルート上の市町村の協力の下、設置するものとする。避難中継所の候補施設は、表11のとおりである。

表11 避難中継所の一覧

ルート	場所	避難中継所の名称	受入人数	収容台数
北ルート	二本松市	県立安達高等学校体育館 (二本松市郭内二丁目347)	767	250
		県立二本松工業高等学校体育館 (二本松市榎戸一丁目58-2)	386	480
西ルート	二本松市	県立安達東高等学校体育館 (二本松市下長折字真角13)	350	250
		岩代公民館 (二本松市小浜字芳池1)	233	200
	浪江町	津島活性化センター (浪江町大字下津島字松木山22-1)		

第2節 避難所の運営

1. 避難所の開設と運営

広域避難にかかる避難先の確保・受入等の準備、避難所等を設置する場合の県と市町村間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制は以下のとおりとする。

- ① 県は、関係市町村の区域を越える広域的な避難の必要が生じた場合は、避難所等の開設等にあって、避難先市町村及び県有施設の管理者（以下「避難先市町村等」という。）に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。
- ② 県から要請を受けた避難先市町村等は、町（避難元）と協議のうえ、本計画等に定める避難先施設の中から受入に必要な避難所等を開設し、町（避難元）と協力してその運営を行うものとする。

- ③ 避難開始当初は、町（避難元）は住民の迅速な避難に全力をあげなければならないため、避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等の業務については、避難先市町村の指定避難所（県有施設を除く）に避難する場合には、避難先市町村が対応するものとし、県有施設に避難する場合には、県が主体的に対応するものとする。なお、県は、必要に応じて、避難先市町村の指定避難所等についても、職員を速やかに派遣するものとし、あらかじめ派遣体制を整えておくものとする。
- ④ 避難所等を設置した場合は、町（避難元）は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各避難所に職員を配置し、避難先市町村から避難所等の運営を引継ぎ、できるだけ早期に、避難住民、ボランティア等と連携し、避難所等の自主運営体制へ移行するものとする。
- ⑤ 避難所等の施設管理は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が行うものとする。
- ⑥ 避難所等の受入人数が過大となり、その運営に支障が生じ、又はそのおそれがある場合は、避難先市町村等は県との調整により、他の余裕のある避難所等や新たに開設した避難所等で受け入れる等、柔軟に対応するものとする。
- ⑦ 県は、国及び町（避難元）と連携し、災害の規模、避難所等の受入状況、避難の長期化が見込まれる場合等に、旅館やホテル等を二次避難所として早期に活用できるよう、あらかじめ体制を整備し、併せて応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

2. 避難者の健康管理

町は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安等に対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

第3節 福祉避難所等の運営

- ① 福祉避難所等は、県が避難先市町村に要請し、要請を受けた避難先市町村は、町と協議のうえ開設する。なお、福祉避難所等の運営については、県が作成した「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を参考とする。
- ② 避難開始当初は、町は住民避難に全力をあげなければならないため、福祉避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等、避難住民の受入業務については、避難先市町村が主体的に対応するものとする。
- ③ 福祉避難所等の指定を行っていない避難先市町村においては、町は避難先市町村に対して、早期の指定を求める。

第4節 物資の供給体制

町は、広域避難を円滑かつ迅速に実施できるよう、県及び避難先市町村と連携し、避難所毎の配備計画を作成のうえ、指定避難所において、順次、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、放射線測定器

等の原子力防災資機材等を計画的に配備していくものとする。

なお、県は国に対しては、原子力防災資機材等の配備に係る十分な財源措置を働きかけていくものとする。

PAZ (Precautionary Action Zone): 予防的防護措置を準備する区域

福島第一原子力発電所の事故においては、事故が急速に進展したため迅速な対応が求められた。そこで、原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、急速に進展する事故を考慮し、放射性物質からの重篤な影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域として「PAZ」を設定するよう定めている。

原子力災害対策指針では、この区域の範囲の目安を「原子力施設から概ね5km」としている。

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone): 緊急時防護措置を準備する区域

原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、放射性物質からの影響を可能な限り回避するため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域として「UPZ」を設定するよう定めている。

原子力災害対策指針では、この区域の範囲の目安を「原子力施設から概ね30km」としている。

EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル

原子力発電所で事故が発生した場合、その緊急事態の程度によって、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護対策の実施を判断する必要がある。原子力災害対策指針では、緊急事態を以下の3つに区分している（区分3が避難等を実施する段階に該当）。

緊急事態区分を判断するためには、原子力発電所内で発生した事故が、緊急事態区分のどの区分に該当するののかという基準（緊急時活動レベル：EAL）を具体的に定める必要がある。EALは、各事業者において国際基準を踏まえた個別の判断基準を検討している。

- ・警戒事態：放射線による影響は現時点ではないが、原子力発電所における異常事態の発生やそのおそれがある段階
 - ・施設敷地緊急事態：放射線による影響をもたらす可能性のある事故が生じたため、避難等の防護措置の準備を開始する段階
 - ・全面緊急事態：放射線による影響をもたらす可能性が高い事故が生じたため、迅速な避難等の防護措置を実施する段階
-

OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

緊急時モニタリング結果等、具体的な計測結果に基づき、避難等を実施すべき地区を決定するための判断基準として（運用上の介入レベル：OIL）を設定する。

参考資料（一部抜粋）

□ 避難先市町村別避難所一覧

福島県原子力災害広域避難計画（平成22年度国勢調査結果版）においては、二本松市・本宮市・郡山市の各施設が割り振りとなっているが、現況を基に二本松市内の以下の施設とする。

避難先市町村名	避難所名称	住所
二本松市	県立安達高等学校体育館	二本松市郭内二丁目 347
	県立二本松工業高等学校体育館	二本松市榎戸一丁目 58-2
	県立安達東高等学校体育館	二本松市下長折字真角 13
	岩代公民館	二本松市小浜字芳池 1

□ 一時集合場所一覧

名称	住所
ふれあいセンターなみえ	権現堂字矢沢町 6-1
幾世橋小学校	北幾世橋字植畑 11
苅野小学校	苅宿字鹿畑 16
大堀小学校	小野田字仲禅寺 134
浪江中学校	川添字南大坂 28
浪江東中学校	幾世橋字来福寺西 73
浪江小学校	権現堂字北深町 5
コスモス保育園	権現堂字矢沢町 40-1
地域スポーツセンター	権現堂下馬洗田 5-2
サンシャイン浪江	幾世橋字芋頭 5-2
福島いこいの村なみえ	高瀬字丈六 10

(参考)

福島県原子力災害広域避難計画平成 22 年度国勢調査版避難先施設一覧

避難先 市町村名	避難所名称	住所
二本松市	安達ヶ原ふるさと村	二本松市安達ヶ原四丁目 100
	安達太良小学校体育館	二本松市岳温泉一丁目 177-1
	塩沢住民センター	二本松市塩沢町一丁目 238-1
	塩沢小学校体育館	二本松市塩沢町一丁目 238-1
	岳下住民センター	二本松市三保内 72-1
	岳下小学校体育館	二本松市大壇 175-1
	岩代公民館	二本松市小浜字芳池 1
	岩代中学校体育館	二本松市西新殿字一本木 188
	県立安達高等学校体育館	二本松市郭内二丁目 347
	県立安達東高等学校体育館	二本松市下長折字真角 13
	県立二本松工業高等学校体育館	二本松市榎戸一丁目 58-2
	原瀬小学校体育館	二本松市原セオ木 380
	渋川住民センター	二本松市渋川字上払川 96-1
	小浜小学校体育館	二本松市渋川字神明森 27
	小浜中学校体育館	二本松市小浜字藤町 100
	新殿住民センター	二本松市小浜字反町 411
	新殿小学校体育館	二本松市西新殿字西 1
	杉田住民センター	二本松市西新殿字永作 10
	杉田小学校体育館	二本松市西町 223-1
	石井住民センター	二本松市中江 195-1
	石井小学校体育館	二本松市平石町 365-1
	大平住民センター	二本松市小高内 3
	大平小学校体育館	二本松市太子堂 282
	二本松市市民交流センター	二本松市本町二丁目 3-1
	二本松第一中学校体育館	二本松市郭内二丁目 56-1
	二本松第三中学校体育館	二本松市大作 165
	二本松第二中学校体育館	二本松市沖三丁目 301-1
	二本松南小学校体育館	二本松市亀谷二丁目 123
	二本松北小学校体育館	二本松市郭内一丁目 1
	福島県男女共生センター	二本松市郭内 1 丁目 196-1
油井小学校体育館	二本松市油井字台 5	
本宮市	サンライズもとみや	本宮市本宮字矢来 39-4
	岩根小学校体育館	本宮市岩根字下年神 12
	岩根農構センター	本宮市岩根字上土淵 6

	県立本宮高等学校	本宮市高木字井戸上 1-4
	五百川小学校体育館	本宮市荒井字西畑 1-1
	糠沢小学校体育館	本宮市糠沢字原 43-1
	荒井地区公民館	本宮市荒井字茶園 5
	高木地区公民館	本宮市高木字大学 61
	高齢者ふれあいプラザ（岩根）	本宮市岩根字下年神 137-1
	高齢者ふれあいプラザ（荒井）	本宮市荒井字南ノ内 65-2
	市民元いきいき応援プラザ・えぼか	本宮字千代田 60-1
	仁井田地区公民館	本宮市仁井田字寺下 15
	青田農構センター	本宮市青田字来ノ池 55
	白沢保育所	本宮市糠沢字五味内 211
	本宮まゆみ小学校体育館	本宮市本宮字舞台 1
	本宮小学校体育館	本宮市本宮字館ノ腰 48
	本宮第 1 保育所	本宮市本宮字馬場 27-1
	本宮第 2 児童館	本宮市本宮字花町 33-1
	中央公民館	本宮市本宮字矢来 39-1
	本宮第 2 保育所	本宮市高木字大学 80-1
	本宮第 3 保育所	本宮市本宮字兼谷平 116
	本宮第一中学校柔剣道場	本宮市本宮字懸鉄 15
	本宮第一中学校体育館	本宮字舞台 33
	本宮第二中学校柔剣道場	本宮市荒井字団子森 28
	老人憩いの家	本宮市本宮字立石 39-2
郡山市	喜久田ふれあいセンター（喜久田公民館）	郡山市喜久田町堀之内字下河原 1
	喜久田小学校	郡山市喜久田町堀之内字上馬面 3
	喜久田中学校	郡山市喜久田町堀之内字上下ノ台 19
	鬼生田小学校	郡山市西田町鬼生田字西原 288
	県立安積繁明高校	郡山市開成五丁目 25-63
	県立郡山北工業高校	郡山市八山田二丁目 224
	行健小学校	郡山市富久山町久保田字空谷地 23-1
	行健第二小学校	郡山市富久山町八山田字八津 11-2
	行健中学校	郡山市富久山町久保田字大原 16
	行徳小学校	郡山市富久山町久保田字三御堂 143-1
	行徳地域公民館	郡山市富久山町久保田字榊形 43
	高倉小学校	郡山市日和田町高倉字館腰 25-3
	高野小学校	郡山市西田町丹伊田字万才光内 610
	根木屋小学校	郡山市西田町根木屋字明代 19-2
	三町目小学校	郡山市西田町三町目字竹ノ内 129-1

小泉小学校	郡山市富久山町北小泉字清水 50
西田ふれあいセンター（西田公民館）	郡山市西田町三丁目字桜内 259
西田地域交流センター	郡山市西田町三丁目字仁王ケ作 19-2
西田中学校	郡山市西田町鬼生田字杉内 535
大田小学校	伊達市保原町大泉字前原内 111
大島地域公民館	郡山市桑野五丁目 5-1
日和田公民館	郡山市日和田町字小堰 23-4
日和田小学校	郡山市日和田町字日向 19
日和田地域交流センター	郡山市日和田町広野入 5-1
日和田中学校	郡山市日和田町字中林 27
富久山コミュニティ消防センター	郡山市八山田三丁目 173
富久山総合学習センター（富久山公民館）	郡山市富久山町福原字泉崎 181-1
富田小学校	郡山市町東三丁目 147
富田東小学校	郡山市富田町字天神林 36
平成記念郡山こどものもり公園	郡山市富久山町福原字左内 5-2
明健小学校	郡山市富久山町八山田字大森新田 70
明健中学校	郡山市富久山町八山田字大森新田 70